

議第26号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第28号中「（当該建築物の構造計算が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を行う場合にあっては当該額に1棟につき107,000円を、同法第20条第2号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を行う場合にあっては当該額に1棟につき156,000円を加えた額）」を削り、同条第44号の2の表中

「

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅		15,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	5,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	4,000円に総戸数を乗じて得た額

」

を

「

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（次号において「登録住宅性能評価機関」という。）が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅		15,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	5,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	4,000円に総戸数を乗じて得た額
住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（次号において「住宅性能評価書」という。）を添付する場合	一戸建ての住宅		19,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	12,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	10,000円に総戸数を乗じて得た額

」

に改め、同号の次に次の1号を加える。

(44)の2の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に関する認定の申請に対する審査 1件につき、

次の表に定める額

区分		手数料の額	
登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅		12,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	4,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	3,000円に総戸数を乗じて得た額
住宅性能評価書（当該長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅に係るものに限る。）を添付する場合	一戸建ての住宅		14,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	8,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	6,000円に総戸数を乗じて得た額
その他の場合	一戸建ての住宅		31,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	13,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	11,000円に総戸数を乗じて得た額

備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により、当該長期優良住宅建築等計画の変更が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第28号の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第44号の2及び同条第44号の2の2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第28号の規定は、平成27年6月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

平成27年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士